

宮城県障害者社会参加推進センター運営要綱

(目的)

第1 障害の有無にかかわらずだれもが家庭や地域で明るく暮らせる社会づくりに向けて、障害者自らによる諸種の社会参加促進施策を実施し、地域における自立生活と社会参加を推進するため、社会福祉法人宮城県障がい者福祉協会（以下「宮障協」という。）に宮城県障害者社会参加推進センター（以下「社会参加推進センター」という。）を設置し、その運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2 社会参加推進センターの業務は次のとおりとする。

- (1) 障害者の社会参加の促進に関する事業に必要な情報の収集、分析及び提供
- (2) 障害者の社会参加の促進に関する事業に対する評価・調査研究
- (3) 市町村が行う障害者の社会参加の促進に関する事業に対する協力
- (4) 障害者社会参加推進関係団体に対する指導・援助
- (5) その他障害者の社会参加推進のために必要なこと

(事務局)

第3 社会参加推進センター所長は、宮障協会長をもって充てる。

- 2 社会参加推進センターの事務を処理するため、事務局を置く。
- 3 事務局職員は、社会参加推進センター所長が任免又は委嘱する。

(宮城県社会参加推進協議会の設置)

第4 社会参加推進センターに、社会参加推進センターの業務に関する企画及び立案を行う宮城県社会参加推進協議会（以下「推進協議会」という。）を設ける。

- 2 推進協議会は、身体障害者関係団体代表者、知的障害者関係団体代表者、精神障害者関係団体代表者及び県障害福祉課等の代表者をもって構成し、各障害者団体の要望が適切に反映されるよう運営されなければならない。
- 3 推進協議会は、障害種別の専門性に対応するため、身体障害者部会、知的障害者部会及び精神障害者部会を設けるものとする。
- 4 推進協議会は及び各部会の構成団体は別紙のとおりとする。

(会長及び副会長)

第5 推進協議会には会長1人及び副会長2人を置く。

- 2 推進協議会の会長及び副会長は、推進協議会の互選によって決める。
- 3 推進協議会の会長及び副会長の任期は3年とする。ただし、補欠により就任した会長又は副会長の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 推進協議会の会長は、会務を総括する。
- 5 副会長は、会長に事故あるとき、その職務を代行する。

(部会長)

第6 各部会に部会長を置き、会務を総括する。

- 2 部会長の選出については、部会の互選によるものとし、その任期については、第5-3に準ずるものとする。
- 3 部会長は、各団体の意見を推進協議会に反映させるものとする。

(会議の開催)

第7 推進協議会の会長は、必要な都度会議を招集し、議長を務める。

- 2 部会長は、必要な都度部会を招集し、議長を務める。

(留意事項)

第8 推進協議会は、次の事項に留意するものとする。

- (1) 事業が総合的、効果的及び効率的に実施できるようにすること。
- (2) 中央障害者社会参加推進センターとの連携を密にし、事業の水準向上に努めること。
- (3) 事業の実施に当たっては、ボランティア団体、地域団体、市民組織等の幅広い協力が得られるよう配慮すること。

(その他)

第9 この要綱に定めるもののほか、社会参加推進センターの運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成10年10月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月4日から施行する。

別紙

社会参加推進協議会構成団体一覧

団体名	推進 協議会	障害者部会		
		身体	知的	精神
宮城県保健福祉部障害福祉課	○	○	○	○
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 宮城支部 宮城障害者職業センター	○			
社会福祉法人宮城県障がい者福祉協会	○	○	○	○
宮城県障害者スポーツ協会	○	○	○	○
公益財団法人宮城県視覚障害者福祉協会	○	○		
一般財団法人宮城県肢体不自由児協会	○	○		
公益社団法人日本オストミー協会 宮城県支部	○	○		
一般社団法人宮城県聴覚障害者協会	○	○		
一般社団法人宮城県聴覚障害者福祉会	○	○		
宮城県喉頭摘出者福祉協会立声会	○	○		
宮城県脊髄損傷者協会	○	○		
全国低肺機能者グループ東北白鳥会	○	○		
特定非営利活動法人 みやぎ・せんだい中途失聴難聴者協会	○	○		
一般社団法人 日本筋ジストロフィー協会 宮城県支部	○	○		
宮城県腎臓病患者連絡協議会	○	○		
一般財団法人星陵心臓友の会	○	○		
みやぎ盲ろう児・者友の会	○	○		
特定非営利活動法人 宮城県患者・家族団体連絡協議会	○	○		
一般社団法人宮城県手をつなぐ育成会	○		○	
宮城県重症心身障害児（者）を守る会	○		○	
宮城県知的障害者福祉協会	○		○	
公益社団法人宮城県精神保健福祉協会	○			○
宮城県精神障がい者家族連合会	○			○
精神障害者自助グループ 「心のネットワーク みやぎ」	○			○
特定非営利活動法人 せんだいアビリティネットワーク	○	○		
25団体	25	18	6	6